

1 令和7年度 新潟市就学援助事業期別支給額

支 給 費 目		支 給 額 (単位：円)					
		小 学 校			中 学 校		
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 1 回	第 2 回	第 3 回
学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1 年 生	5, 513	4, 410	3, 307	10, 433	8, 347	6, 260
	2 年 生	6, 458	5, 167	3, 875	11, 379	9, 104	6, 827
P T A会費		1, 438	1, 150	862	1, 775	1, 420	1, 065
生徒会費					2, 313	1, 850	1, 387
市独自奨励費		1, 667	1, 333	1, 000	1, 667	1, 333	1, 000
卒業アルバム代 (卒業学年のみ対象)		4, 583	3, 667	2, 750	4, 167	3, 333	2, 500
校 外 活 動 費 (宿泊を伴うもの)		—	3, 690 (上限額) (いずれかの回で一括)		—	6, 210 (上限額) (いずれかの回で一括)	
新入学児童生徒 学用品費	1 年 生						
	6 年 生	—	—	63, 000			
修 学 旅 行 費		実績額 (いずれかの回で一括)			実績額 (いずれかの回で一括)		
学 校 給 食 費		実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額
物価高騰対策に係る 学用品費		階層にかかわらず 5, 000 (初回支給回で支給)			階層にかかわらず 5, 000 (初回支給回で支給)		

2 支給率について

- ◆ 第4階層 (世帯所得が生活保護基準額の1.2倍超～1.3倍以下) の世帯
→ 上記金額の25%を支給
- ◆ 第3階層 (世帯所得が生活保護基準額の1.1倍超～1.2倍以下) の世帯
→ 上記金額の50%を支給
- ◆ 第2階層 (世帯所得が生活保護基準額の1.0倍超～1.1倍以下) の世帯
→ 上記金額の75%を支給
- ◆ 第1階層 (世帯所得が生活保護基準額の1.0倍以下) の世帯
→ 上記金額の100%を支給